

障害福祉サービス事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

緊急事態宣言発令に伴う障害福祉サービス等事業所 の臨時的対応について

緊急事態宣言の発令に伴い、厚生労働省から「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下、「事務連絡」という）及び東京都から「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について」（令和2年4月10日付2福保障計第149号）が発出され、これらに沿った対応が求められております。

そこで、在宅等における利用者への支援について、本区の考え方を示しますので、ご留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、令和2年3月24日付31江福施第1685号「新型コロナウイルス感染症にかかる施設の対応について（4月1日以降の対応）」にて通知をいたしました、各施設において行事等の延期・中止を検討いただく期間については、令和2年5月6日まで延長いたしますので、各施設において適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 感染防止の観点から利用者が自主的に欠席する場合

利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、報酬の対象とする。

なお、事業所から利用者に対し通所を控えてもらうよう要請し、利用者が要請を受け入れた場合を含む。

2 感染防止の観点から事業所が自主的に休業する場合

「新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事から当該施設の使用制限や使用停止の要請がなされていない場合には、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること」という、事務連

絡の主旨を踏まえた対応をお願いする。

利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難となり、やむを得ず自主的に休業をする場合には東京都及び区へ連絡をすること。

また、その際に、利用者の自宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、報酬の対象とする。

3 上記1、2における居宅等での支援内容等について（生活介護事業）

以下と同程度以上の対応を行った場合に、区として報酬の算定を認める。

(1) 支援内容

- ・本人または家族（以下、「本人等」という）から、体調や生活状況等について聞き取りを行う
- ・聞き取りの際、本人等からの相談に応じるとともに、生活に対するアドバイスなどを行う
- ・聞き取りは原則としてサービス開始時と終了時など、1日2回以上行う（LINE、メールなど、文字情報による聞き取りのみは原則不可）

(2) 記録作業

- ・支援の日時、確認者（職員）、対応者（本人・家族等）
- ・本人の健康状態、体温、体調の変化
- ・家族の健康状態等
- ・本人の過ごし方に対するアドバイスや家族からの相談への対応
- ・その他、必要と思われる事項など

(3) その他

- ・報酬の算定をする場合は、本人等に対して、事前に利用者負担が生じる旨の説明を行うこと
- ・記録は後日、本人等に説明し確認を得た上で署名または捺印をもらうこと
- ・記録は報酬算定の根拠となるため、区が提出を求めることがある
- ・決定支給量の日数を超えたサービス提供に対する報酬の請求はできないため、支給量の変更が必要な場合は、事前に区へ相談すること
- ・事業所職員について適切な労務管理等を行い、個人情報管理にも十分に留意をした上であれば、職員が在宅勤務を行うことも可能とする

4 上記1、2における居宅等での支援内容等について（就労継続支援事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業）

就労継続支援事業等の居宅等での支援内容等については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において示されて

おり、本内容に基づいた支援を行った場合、区として報酬の算定を認める。

なお、これまでにあった質問と回答を合わせて送付するので、参考にされたい。

5 事業所の継続支援策について

(1) 人員基準等の臨時的な取扱い

利用者への継続的な支援の観点から、本人等に支援方法等の十分な説明を行った上で、可能な限り上記3による支援を行う。

(2) 独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した障害福祉サービス等事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っている。

(3) 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させて雇用の維持を図った場合には、雇用調整助成金による支援を行っている。なお、今般の新型コロナウイルス感染症に係る特例について、3月28日に公表されている更なる拡充措置が、今後、施行される予定である。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」（令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）